

5 消保第 8 9 7 号
令和 5 年 7 月 6 日

各協会等の代表者 様

愛知県防災安全局長
(公 印 省 略)

愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体の募集について（通知）

平素より、本県の産業保安行政に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、2023 年年 6 月 22 日付けで愛知県観光コンベンション局長から、愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体の募集について、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、別添の内容を、会員事業者等の皆様に対して周知していただきますようお願い申し上げます。

担当 産業保安室
電話 052-954-6197（高圧ガスG）
052-954-6199（電気・火薬G）

2023年6月22日

各 位

愛知県観光コンベンション局長

愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体の募集について（依頼）

本県では、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指して、経済界・労働界・教育界とともに、愛知県「休み方改革」プロジェクトを実施しているところです。

そこで、現在、このプロジェクトの趣旨に賛同し、「休み方改革」につながる取組を実施していただける、愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体を募集しております。

つきましては、添付の募集チラシを御参照のうえ、積極的に御応募いただきますようお願いいたします。

1 受付方法

以下の愛知県「休み方改革」プロジェクト特設サイトにて受付

<https://www.aichi-yasumikata.jp/initiative/>

※賛同企業・団体は、この特設サイトで紹介



2 応募時に登録する内容

- 企業・団体の名称、事業所所在地、代表者職・氏名、連絡先など
- 「休み方改革」につながる取組の内、実施いただける取組の項目（複数可）と具体的な内容

担 当 観光振興課企画グループ（渡邊、神野）

電 話 052-954-6354

メール kanko@pref.aichi.lg.jp

愛知県「休み方改革」イニシアチブ 賛同企業・団体 募集中！

●愛知県「休み方改革」イニシアチブとは？

愛知県「休み方改革」イニシアチブとは、経済界・労働界・教育界とともに、「休み方改革」を通じ、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指す運動です。

以下に掲げる「休み方改革」につながる取組を1つ以上、実施していただける県内企業・団体の皆様は、ぜひ、本イニシアチブ賛同企業・団体としてご応募ください。



愛知の「休み方」を
変えます！



「休み方改革」につながる取組

- 年次有給休暇の取得率向上及び連続取得の促進
 - ・子どもの休みに合わせた保護者の有給休暇取得の促進
 - ・「あいちウィーク」期間中の有給休暇取得の促進 等
- 多様な特別休暇の導入及び取得促進
- 会社独自に祝休日を平日に振替
- 夏季・冬季の電力需要の抑制にあわせた平日休業日の設定
- ワークেশョン*1、プレジャー*2の促進
- 「県民の日学校ホリデー」*3の創設・実施(※)
- 「ラーケーションの日」*4（校外学習活動の日）の創設・導入に向けた環境整備(※)
- 平日や閑散期の旅行需要の喚起を目的とした割引特典等の提供（あいちスキ旅キャンペーン）
- 愛知県「休み方改革」イニシアチブのシンボルである「あいちウィーク」の協賛事業*5の実施

(※の項目は市町村教育委員会・私立学校・幼稚園・専修学校・各種学校のみが対象)

*1 ワークেশョンとは

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。

*2 プレジャーとは

Business(ビジネス)とLeisure(レジャー)を組み合わせた造語。

*3 「県民の日学校ホリデー」とは

11/21～11/27までの「あいちウィーク」期間中の1日を学校ごとに「県民の日学校ホリデー」として指定する休業日のこと。

*4 「ラーケーションの日」とは

Learning（学習）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。自主学习活動であるため、愛知県では学校に登校しなくても欠席扱いとならない。

*5 「あいちウィーク」の協賛事業とは

「あいちウィーク（11/21～11/27）」期間中の施設入館料・利用料の割引や景品の提供、イベントの開催などの事業のこと。

【お願い】

「県民の日学校ホリデー」を設けるなど、「あいちウィーク（11/21～11/27）」は愛知県の「休み方改革」の象徴的な期間です。期間中は従業員、取引先の方が休暇を取得しやすい環境づくりへのご協力をお願い致します。

なぜ「休み方」を改革するの？

1. 「休み方改革」の目的

休み方改革を通じ、国民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化の実現を目指しています。

2. 「休み方」に関する課題認識

従業員の休暇満足度の向上は、生産性や従業員の定着率の向上に寄与します。
一方、日本には、祝休日は多くあるものの、国民が一斉に休みを取るため、質の高い休暇を楽しむことができません。



学校は祝休日が休みですが、企業の業種・職種や規模によって、親が祝休日に仕事をしていることも多く、家族と一緒に過ごす時間がつくりづらいという現状があります。



日本の産業、特にサービス産業は、繁忙差が大きいことから、人員等の最適化が図りにくく、欧米に比べて生産性が低いという現状があります。



3. 「休み方改革」に向けた問題提起

土日祝日などの特定の日に国民が一斉に休むのではなく、企業や個人単位で休日を柔軟に設定できる環境をどのようにつくっていくか。



平均取得率6割程度に止まる有給休暇の取得が進むよう、いかに環境整備していくか。



子どもの休みを契機に家族と一緒に休める、家族の休みに合わせて子どもも活動できる仕組みをどうつくっていくか。



4. 愛知県「休み方改革」プロジェクトの詳細

詳しくは特設サイトにて！

愛知県「休み方改革」プロジェクト

検索



● 愛知県「休み方改革」イニシアチブ 推進団体



賛同企業・団体の登録申請はこちらから！

<https://www.aichi-yasumikata.jp/form/>

● お問い合わせ

愛知県「休み方改革」イニシアチブ事務局（担当：愛知県観光コンベンション局観光振興課 企画グループ）
電話 052-954-6353 FAX 052-973-3584 メール kanko@pref.aichi.lg.jp

愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体登録要綱

(目的)

第1条 「休み方改革」を通じ、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化の実現を図る運動である、愛知県「休み方改革」イニシアチブの趣旨に賛同し、「休み方改革」につながる取組を実施する企業・団体を愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体（以下「賛同企業・団体」という。）として登録し、県全体での「休み方改革」の推進を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 賛同企業・団体の登録、変更、取消し、公表に係る事務は、愛知県「休み方改革」イニシアチブ事務局（以下、「事務局」という。）にて行う。

2 事務局は、愛知県観光コンベンション局観光振興課に設置する。

(登録対象)

第3条 愛知県内に本社又は事業所等を置く企業、団体を対象とする。

(取組内容)

第4条 賛同企業・団体は、次の各号に掲げる、「休み方改革」につながる取組のいずれかを実施するものとする。

- (1) 年次有給休暇の取得率向上及び連続取得の促進（子どもの休みに合わせた保護者の有給休暇取得の促進、「あいちウィーク」期間中の有給休暇取得の促進を含む。）
- (2) 多様な特別休暇の導入及び取得促進
- (3) 会社独自に祝休日を平日に振替
- (4) 夏季・冬季の電力需要の抑制にあわせた平日休業日の設定
- (5) ワークেশョン、ブレジャーの促進
- (6) 「県民の日学校ホリデー」の創設・実施
- (7) 「ラーケーションの日」（校外学習活動の日）の創設・導入に向けた環境整備
- (8) 平日や閑散期の旅行需要の喚起を目的とした割引特典等の提供

(9) 愛知県「休み方改革」イニシアチブのシンボルである「あいちウィーク」の協賛事業の実施

(登録手続等)

第5条 本イニシアチブの趣旨に賛同し、登録しようとする企業、団体は、事務局に対し、特設ウェブサイトの申請フォームから必要事項を送信することにより、登録申請を行うものとする。

2 事務局は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、賛同企業・団体として登録し、その内容を特設ウェブサイトを通じて公表するものとする。

3 賛同企業・団体に登録しようとする企業、団体が次の各号に該当するときは、事務局は、登録の申請を受理しないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 前号に掲げるもののほか、登録の申請を受理することが適当でないと事務局が認める企業、団体

(登録内容の変更)

第6条 登録内容を変更しようとする賛同企業・団体は、事務局に対し、その変更内容を申請するものとする。

2 事務局は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更することが適当であると認めるときは、その登録内容を変更し、ウェブサイトを通じて公表するものとする。

(登録の取消し)

第7条 事務局は、賛同企業・団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 廃業又は休止したとき。

(2) 企業、団体を第三者に譲渡又は売買し、引き続き賛同の意思が確認できないとき

- (3) 第5条第3項に規定する要件に該当することが判明したとき
- (4) 賛同企業・団体が登録の取り消しを申し出たとき
- (5) その他、賛同企業・団体として登録しておくことが適当でないとき事務局が認めたとき

(登録期間)

第8条 賛同企業・団体の登録期間は、第5条第2項により登録された日を始期とし、前条各号のいずれかに該当することになった日を終期とする。

(秘密の保持)

第9条 賛同企業・団体は、登録を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。登録を取り消された後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、2023年3月27日から施行する。

(附則)

この要綱は、2023年6月14日から施行する。